

貞丈雜記

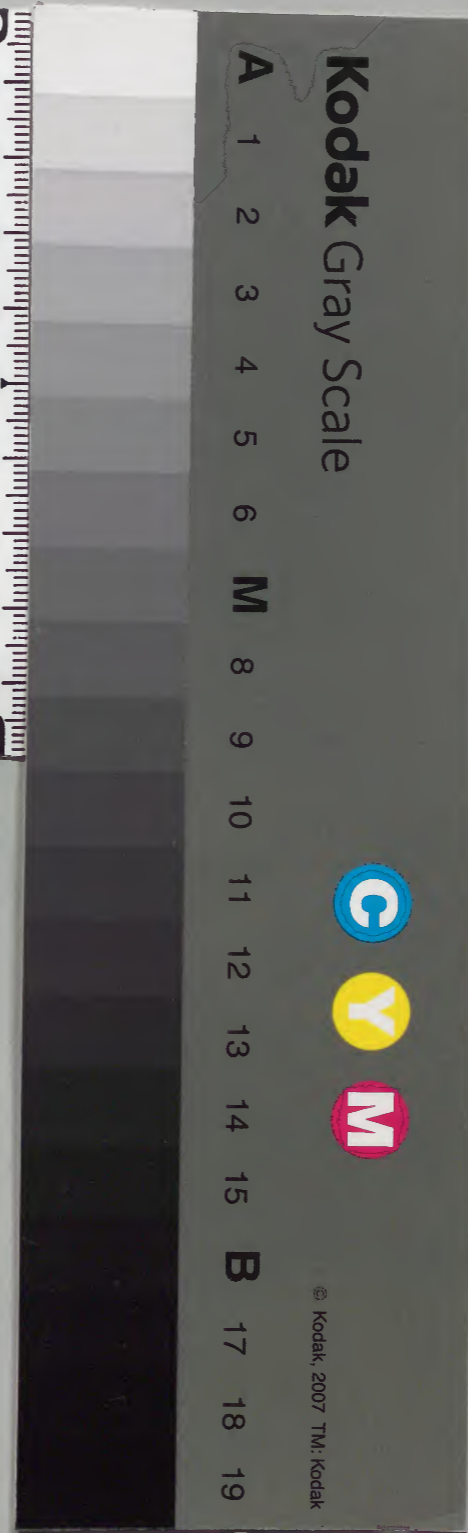
二

本利
能田

和書門			
二五〇八七	七三	函	號
一六	冊	架	冊

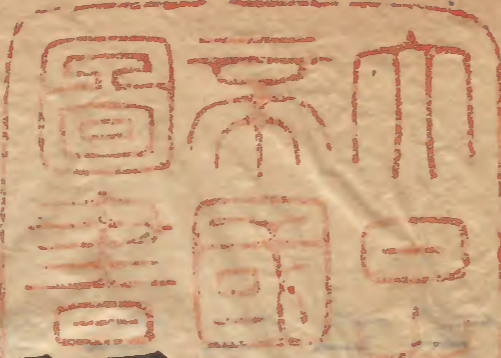
內閣文庫		
二五〇八七	三	函
三	冊	架
和書		

內閣文庫	
番號	和 25087
冊數	15 (2)
函號	212 19



原本の文字など不明瞭な箇所があり

貞丈雜記卷之二



人品之部目錄

公方号之事 ニヶ条

屋形号之事

一 ばさふあひ人の事

一加賀女之事

一 傾城之事

一 田樂

一 舞子ハ

御方御所之事

一女房と云事

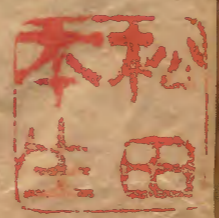
一 かつゝ女の事 ニヶ条

一 白拍子之事

一 回儼師

一 猿樂 四ヶ条

一 放下僧



雜記三

目一

一 說經者

一 幸若

一 兒喝食之事

一 北之方

一 御新造

一 御曹司

一 淨瑠璃語之事

一 かみ扱之事

一 有識人

一 家來之事 ニヶ条

一 琵琶法師

一 獅子舞

一 御臺所

一 御簾中

一 御科人

一 お好々々

一 俳諧師

一 万歳

一 家僕

一 御用人

一 郎等

一 不肖之者

一 百姓

一 善通車定行事

一 相撲取

一 愚息忤

一 河原者

一 浪人

一 薦僧

一 樂人

一 若黨

一 猶子

一 西之御衆東之御衆

一 賀茂衆

一 醫師

一 道之者

一 醫陰兩道

一 大御所

一 軍者

一 真俗々云事

- 一 陣僧
- 一 十二郎
- 一 褻頭衆
- 一 和氣丹波
- 一 御前御前云事
- 一 弓取弓取云事
- 一 若殿
- 一 伶人
- 一 部屋人
- 一 いやく尚取

- 一 外郎
- 一 檜大工塗大工
- 一 上池院清侍從竹田法印
- 一 幻術者
- 一 歌舞妓之事
- 一 甲乙人
- 一 女子も殿の字付る事
- 一 大方殿
- 一 公儀
- 一 御人達

人物之部目録

- 一 大名之事
- 一 向名之事
- 一 月代之事 三ヶ茶圖
- 一 古の女房衆之事
- 一 古に下賤之女
- 一 古の中間小者
- 一 櫛笄櫛笄之事
- 一 髻髻之事

- 一 下臈女房之事
- 一 御靈殿之事
- 一 古の童子の体之事
- 一 古の童女之事
- 一 女をも入道入道云事
- 一 きぬきぬ之事
- 一 いやく之事
- 一 管領之事

一 禿之車

一 女之齒黒多し車

一 眉之車

人名之部

一 苗氏之車

一 百官名ハ車 五ヶ条

一 五はし名ハ車

一 王之車

一 名ニ悪の字付ル車

一 武士鉄漿付ル車 二ヶ条

一 剃髪女之車

一 凶車乃眉之車

一 太郎次郎之車

一 氏之車

一 物持名

一 冠者之車

一 足利時代御格帳姓名

一 中間苗字あき車

一 東百官之車

一 名とソハ車

一 姓尸と云車

一 姓氏と云車

一 公方乃御小者

一 諱之車

一 東鑑の伊勢氏之車

一 君名之車

一 私之黨

一 何太夫と云車

一 名乗字をかハ車

一 京都將軍御一門之車

一 女の名おの字つく車

一 源平藤橘之車

一 朝臣書之車

一 假名實名

一 五回親改名の時の車

一 坂東八平氏

一 武藏七黨

何阿彌と云名

女の名子此字付事

帶刀先生之事

齋之車

公方ハ以上

越前ノ車

越前ノ車

越前ノ車

東百官ノ車

中間苗字ノ車

一後乃字之事

一 小太郎之事

一出世之事

一 齋ノ車

一 帶引書ノ車

一 朝平額ノ車

一 廿二ノ車

一 京儀ノ車

一 八束ノ車

一 阿太夫ノ車

貞丈雜記卷之二

伊勢貞友

千賀春城

岡田光大

人品之部

一公方ト号ハ貞衡カタヒラノ云公方トハ院の御所ト以同座

乃御位也院の御所トハ帝王の御位をトと

給ふト也古世上の乱志トあり静トあり者トあり

天子トより尊氏卿トハ公方の号御免ありトハ當村

のまトと世上一統ト又治トずハ公方ト号ト蒙りトハ

公方ト申ス文字五
車龍瑞云公方杜飲
傳近諛倭之人而遠
公方

祇園執行日記抄曰
貞和六年七月二十
六日濃州御敵責味
近江堺山中宿迎之
間洛中騒動中畧十
一月六日去夜周階
房舎身右衛門藏入
自公方被討了云々
貞文云右公方云々
ハ將軍義詮公ヲ指
シテ云也是義備公
ヨリ也以前ノ貞也
公方号ハ義満ヨリ
始ルト云ハ其説也
右ノ祇園執行日記

抄ハ太平記ノ参考
ニ引ケリ

甲曹を帯ちるものあらずい世上ことごとく平なる
 以て公方の号を止むれ將軍号バウリありてさき
 ぶきも奏波ありけむバ勅使出て二つびうくは
 海よりあねバ公方号ハ善氏ハあけぬあり
 係りせしふより善氏ハ公方号ハ稱せざりし將
 軍号をとり也二代め義詮公の時も同前之代々義
 満公もとり始り公方号をとり稱せざる也云々又
 或説は義満公十歳の時御父義詮公おられし時
 細川武藏守頼之法名 常久貞忠をとりし後兄となり
 了善氏ハよりこのころ一統せざりし天下は義平

不フナ治セイめ静セイ謐ヒツなるあり頼之死去の後義満公おとり
 公あまき思ひあり公家ハ攝家ヒツナと云棟梁あり沙
 門モハ門モ祢ニと云棟梁あり武家ムケバウリハ棟梁外
 万事を治る法帝王にイソトク一等下りし攝家ハ准ジユンし
 大納言オノナゴトまが松めしはうの官位ハ大政大臣從一位
 ありて武家ノ棟梁と云へき家を治りいへと奏波
 ありてねバ公方と云号を下りてを重乃ノリめく勅許あり
 了け時よりし公方の号を始りたるもがし傳ふる

信長ハ右大臣秀吉ハ関白にて將軍宣下ハありし公方ト稱せず
 公方号始りの事ト傳ふるも其後成るハ云々

一公方ト云号將軍義満公の時天子より勅許ありし

一ハクニ是る形の時の
のさし居るに修理
ありて今こゝに
踏ふと六名の若所
を分形と云ふ事
り略す諸家より由
増家といひハ子
細有る可なりと云
他家一對して主仁
を分形と云ふ候に不
れ之三若殿の内
者も主仁を分形と
他家へ移してト事
ハ對形と云ふあり
こゝの年寄あり
ト云ふ也

と云也形を成持する女をも女房と云ハう也
今ハ人の書ハ事をものく女房と云也

一古ばさりある人と云一を今ハた者をも之を
を好むるも旧記より一白出張記より人ども

十二にも指す自然雪形あどもをいふをさるる
れハ佛供の時あども斟酌と云一ありばさるる

一かたらしと云ハ控女あり山城國桂の里に控女あり
永禄四年三月晦日三好筑前守事ハ佛成記云桂友

人御縁祇修種より事と云ハ年中恒例記正月五

日の条云地蔵ある参御服より上柳より也服

下子なるハ田野殿桂也三儀一統云様樂の礼の

事馬上の時分りれ也かしの時ハ詞の礼する一但

人よも様樂もも白拍子ク川らあども何も様

樂も同前也又云わつらハ州送りありあども也

ふハ扇のれももらひさる追存ハ傾城もハ少彦を立
ル桂ノ遊女ノ装束ヲキセマイラセ若君ヲ桂ニ作り彼

世往ノ里ニ桂女
ト云者アリ是ハ古
ノ遊女ノ桂女トハ
別ノ者也其数ニ神
功皇后ノ御腹帯ヲ
持傳タリトテ將軍
家ノ御臺所御妊娠
ノ時ハ御安産ノ御
守トナル由ニテ右

雜記ニ

不快ノ舞也トゾノ
タマヒケル
ツレノ草云々久助
カ申ケルハ通憲入
道宗ノ中ニ與アル
事トモラエラビテ
イソノ禪師トイヒ
ケル女ニラシヘテ
マセケリ白キ水
干ニサウマキラサ
セエボウシフヒキ
入レタリケレハ男
意トグイヒケル禪
師カムスメレフカ
ト云ヒケル此藝ラ
ツケリ
是白拍子ノ根原也
仏神ノ本縁ヲウタ
フ其後源光行オホ
クノ事ヲ作レリ後
島羽院ノ御作モア
リ龜菊ニラシヘサ
セタマヒケルトフ

田樂ハ田田豊饒ノ
ヲニ用ル樂トルユ
ヘ田樂ト名付ルト
云裁アリ用カタル
田樂正レキ樂ニテ
ラス風推ニマニサ
ル故田舎ノイヤシ
キ樂ト云心ニテ田
樂ト云也田ノ字ハ

へうり水干ハ多クハ白色カ用ル物カサバウ社鳩の子
歳和歌の巻の云く水干も白うりしより白拍子
と名付たるあり朗詠集ある詩歌あどかしくひ
意不物也今も猿樂の能白拍子の形取して意あふ有
右の白拍子の形を若かりまあがぶありる物なり
傾城と云え搥女也今の世乃ごご一ふあつさり居
らずあはあり大名の家あどくもめ一夫一妻酒宴の具
奴催一歌い舞い酌あどくも立一也傾城白拍子不
禊子の渡一松折紙あどくも搦馬あどくも引をす松あど
乃事旧記は見えうり唐子傾城と云ハ搥女のみは

うらきらず物々美女ののきを云うはく一き女ハ人
城をもうくあけさせ國をもくあけさせ物々
傾城とも傾國とも云也傾ハくあつると云字ま
あはばあは也
一個師と云も搥女也一個ハくはとよみて人形
事也歌をうく人形をます物也今ハ男のする
事ハあはる也
田樂と云ハ田樂法師と云出家あつさあはく歌い舞ひ
手玉をとりうりるあはるをまはる也長き搥の
方ハ四角ある本奴付く棒の上ハ方奴持四角ある

我記記辭吉野の拾
うと、奉ふ云思と
のあれこぎひはら
甲まも進はのふよ
りまうとりのふら
るがういせのふら
りありたるあふい
でしも一ばんまふ
まふ入日まふら

りともむととくハ今乃代の猿樂あどまあふい海一登
あどふいあどふいあどふいあどふいあどふいあどふい
謡のふい遠のふい也

一猿樂と云く教樂ノ轉語也 サシガク テンゴ 時清トハ初ノ 程リ変タル也 さんかくをいふがく

といふ遠くとも也教樂と云く正樂とあふいさるる也云

代実録は内藏富経長尾采経伎善散樂令人大咲

くくえ多り古ノ猿樂ハ人ニ笑らふすまのをいふ藝と

す也今ノ狂言師ハ古ノ猿樂ノ心法を藝トスル也

今ノ能ト云フ物ハ既ニ鎌倉の末乃代比より始り

大發夫七乃能與行 のり太平記ニタリ 東山殿ノ比より孫盛とありて古乃猿樂

の風愛ドころ 古の猿樂ハ人を笑ハ すすも即教樂あり 猿う舞踊といひ又正樂

にあふいあふい猿の字を付すといふ流前記に云く

元用ゆべうす

一猿樂日吉太史の事庭洲往來の古抄云四座の内今春

ハもつハ公家也用明天皇孫竈目泰河勝の子氏安と云

も孫有其子金衣金春満太郎と云く人金衣ハ

絶てあふい金春ハ春日宮ハ仕ふるハ分満太郎ハ金春

と不和の義ありて江州より山王の猿樂とあり日

吉太史と名乗り一流とある親世室と云ふハ男ハ

ての名也と見ゆる伊賀國服部殿の子也

名字以服於名系の觀世も結崎といふ仔細
 日ある生名之生名初りす。故也金剛も鬼の時乃
 名也金剛房といひ上野は小畑一黨也坂戸
 之也大和の坂戸を知行する也也
 一 舞子といふ鬼の舞をす物也 又く世に鬼といふ名もあ
 りはあふす職人をもあふす
 一 放卜僧といふ是は出家する秋いふ名もあふす
 一 説經者といふ出家也佛經の同釈迦孫陀外諸佛の
 由來あふすとい物も作りし者之後は日本
 の軍物語あふすをいふ物も作りし者之後は日本

一 琵琶法師といふ名も法師あり平家物語をいひて
 琵琶法師といふ也今も法師あり古ハ琵琶法師の事
 を座敷といひ也 ユウゲイレイ 遊藝者の内も琵琶法師は座敷
 にはあつたが、此の座敷は座敷といふ檢校の賞を
 得た官なるが上座をすあり
 一 幸若といふ音曲をす者也扇をもちて古ハ
 軍物語あふす者也今もあり
 一 獅子者といふハウウウの頭を作りてそのをうありて
 獅子者也今も越後國蒲原村より獅子者出る也又大

應仁別記ニ云三
 条殿ニ幸若ノ舞
 ノアリシ

より北の上と云ふ
トハ此の四方
撮家この五と
ろのあさま
ちハ北の多ん
又羽林名家ハ
み上さま
大正やらむき名
ともいつきは東
向西向あさ
の御書

式造新ク造タル
唯スト云ハ
新造ト称スル奉
中日記ニ下リ
若上極ハハ
所ノ川書ヲ
云ノ文明十七年
十一月十日若
十一月十日若
先母母

二十
二十五
二十
二十
二十
二十
二十
二十
二十
二十

也女ハ陰也南ハ陽也北ハ陰也表ハ陽也奥ハ陰也女
ハ奥ハ引らり居る内ハ表ハ引らり居る也
北の方とも北の政所とも云也政所ハ諸方を計ふ
役所をも云也

一 貴人乃書を御簾中と云常々御簾の中子居るを
表向へ出で人ハ召えりぬゆかり
貴人の書を御簾中之中子居るを
ハ古書ハ見ざる事あり

一 人の書を新造と云り婚禮の前より書の居るを新
造と云る也
造る所あり

一 人の書を御料人とも云り料ハをり
事とも云る也
御料人ハをり
事とも云る也

多る詞也今時人のむすめの文を以料とも御料人
とも云人存あやまり也その入せざらん

車也
先大曰ハ料と云人の妻の事のみかきんおつはる事也
冠也名裁御治事ハ料の事ハ料と云る事也

一 御曹司とも云ハいおご家督ありぬ部屋位の人を云
曹司とも云ハ役人の用事位の人を云一と云る也

任居る心も御曹司とも云也御屋位とも云同ハ心也

一人乃母を御おふらぬとも云ハ母ありとも云る也
懐妊の寸子ハありとも云る也
カイニシ

おころいぬを御おふらぬとも云る也
御轉ドておころいぬを御おふらぬ也

鎌倉年中行幸ニモ
御袋と云ふアリ

也今も薩摩國の人ハ人の母を以懐と書也袋と云ふ
あがき一袋又人母の胎内より胞衣をうぶりつりま
て袋に入あるがごとくあがき人の母を御袋と云ふ
いへば後用がごとく以ふらつりつり日記ハあが
ざる名目也后宮名目抄と云書ハ太の胞衣のりま
りて以袋と云はるるり書ハ大納言為兼ハあが
女御御笏殿中將と云書ハ女房鎌倉將軍の御基不
書ハあがきと云はるる書也と云く然ハ久き名目歟
一淨瑠璃と云る者古ハあがき物也あがきより太
閨の古公の御基所のりはるるを女中ハ小野

のお通といひ人詩歌學文の才智あり又能書
り一が云河内矢の若長娘淨瑠璃御前と云
のりを十二段の物語は作りて御基所ハあがき
れを其長年中岩橋檢校と云唐歌ハあがき
と云初見たりりの淨瑠璃ハあがきの物語をう
やうる書かるといひ也あがきより以來外の人乃
事を作りたる物語をもあがきを付けたるをバ
おあがき淨瑠璃と云るり之京都將軍よりハ
るう後ハあがき出たるり也
一御詔師と云者古ハあがき物也近代の事也連歌師ハ古

兼後記衣何合戦、
条はこれらちうと
さぬりあでの山
中道元云す
ふつせんのさうい
はかりしは
こちの勝破あり
兼後記をさうい

ありあり俳諧歌と云歌ハ古今集にもあり上古に皇
海軍也俳諧と書きたるふきごとくよむ也常乃歌
のいづし正曲よまらず詞をあやほりてたふらふ
事就よむを俳諧歌と云也此は歌をまよひて連歌と云
とふ事事をいふを俳諧の連歌と云是今の俳諧と云
物也俳諧歌と云物ハ狂歌ハ事也近年の俳諧ハ文字
の教の合つるづつりゆき夢にあらざ言也

一 旧記キウキハ公方極の御基所を初大名ふと此書のゆきを
上極と記ウエキしつるさるさるよむ也又公方極の事
上極と記ウエキしつるさるあり兼後記兼後記ハ公方極の事
眼記眼記あり

二ハ兼後乃内室を
馬也

昔の石版ハ折返同
一と兼後乃内室を
みかハ大故の曲
舞をまじりて相の
事も若くはあり

古今著聞集卷十六
奥音訓云知是説ぬ
天のついでおそ
おしあはれをゆふ
んごうのうらみ
秋万歳をもちて
やせせらば行を
ハせしむるさ
ゆりんやハあり
ハハ初めく今世
無きすす

也又公方極と御基所と云西上極と記ウエしつるさるあり

東山殿年中
行軍行軍あり
一 万歳マンサイと云是は素襖スアワなる年の始ま人の家まありて祝

事をもくふ者古よりある言新殿の堂中エより正月七

日あり也年中恒例コトワザ記ハ正月七日の終ハまは秋万歳

兼後記ハ松の形カタなる舞マユハ御太刀ミヤタガ持テし下シりて同朋ドウポンも

供ツケ成ナリかへ伺ウカガ候マウといふハ年秋万歳トシノアキマンサイといひたるは後

世ハ畧リョクして万歳マンサイと云はる也万歳マンサイのいふは物の間

一 又秋万歳アキマンサイといふあり一は如長カサチ名付ナツケたりと云者
多オホシ三河ミカワ風カゼあり出デる事也今ハ三河屋張遠ミカワヤチヲ切キの三ミ河

家老のふも也唐土より人の歌ある役人より令と云あり

家令と云事日本よりも公家方よりあるふもあり 家令ハ職員令ニ見

ナリ親王又一位二位三位迄の家令ハ朝廷ヨリ補セラル之

一家禮の事東鑑卷二十四仁治二年十一月廿七日

庚戌當將軍ノ御時關東射手似繪可被圖之由有

其沙汰今日以評定之次先註其人數此条陸奥

掃部助若狹前司佐渡前司秋田城外為意見者

被用捨之自京都就被仰下為被進覽也而前武

州祇候人依為達者被召出之輩可被加否及再

往沙汰是前武州不可然之旨有御色代之故也

雖致家禮本為御家人也又勤公役之上為勤能之

族依何憚可被除哉之由遂治定 貞丈云此家礼モ家僕ニ

ノ御家人ナレ北条家ヲ頼ミテ祇候人ト成リタルナリ勤公役トハ將軍家ノ御的始ノ射手ヲモツトムルヲ云

一御用人と云名目古もあり東鑑卷二十四仁治二

年 辛 九月七日ノ条云七日 壬辰 有臨時評定

為出羽前司行義奉行細工所輩恩澤事有沙汰

野世五郎拜領相摸國横山五郎跡新田垣内等

是細工故日向房實圓本給地也女子類雖申子

細付藝能充給訖今又為御用人分勿論云同卷

二治承五年 辛 四月廿日乙亥遠江國淺羽庄

雜記二

太平記卷三十三新
田左兵衛佐義與自
書条云兵衛佐殿モ
竹沢モ他ニコトナ
ル思フ一ノ侍輩共
モ皆是ニ過ルル御
家人ノルヘカラス
ト悦ハミモノハ十
ナリケリ云異本
ニハ御用人トアリ

他人を子めんとする事致れ子と云はるも
あらず子めんと言ふ上方ハあきなり也中古以来
乃事也 花園右大臣有仁公後三條院の子之後
白河法皇の御孫と云比此語アリ

一百姓と云ハあ又福々天下の諸人をさうて云也

今ハ農民のつむりたるを姓と云ふは成心也

一京都將軍ノ堂中へ参る人々ハ西の表東の表

又西の表東の表又西より参るも あざと云ふ旧記又

あり年中恒例記云西の表と云ハ西向の縁よ

り表を指す也年中御成紀云云ハ家法中の内
法中と云ハ出家ノ 西の表東の表と云ハ 中累 西の表東の表

御表下ハ御村
面つた

海むき此以是也東の表と云ハ内より是也然を

西の表東の表と云ハ先東の表と云ハ御對面云云ハ

將軍家ハ公家表ハ家表年恒五節向等々御禮

表と云ハ表の對面より東の縁を過りて御表

表表東の表と云ハ是ハ心安き御内より是也

今時勝由の表と云ハ同ハ西の縁縁を過りて御

表と云ハ表西の表と云ハ是ハ向のくも

外さ表の表也此時對面所南むきありあり成

一善通事定行事と云ふ旧記に有善通士ハ御表

年中是例記ノハ朝
ノ条ニ云地下所
斗御行不共ニ自
余の者もて似合の
物ヲ進ヒニ

業ギヤ子コする者モノをシ之ノ武士シハ武ブの道ミチの者モノ之ノ儒者ジュシヤハ文ブンの道ミチの者モノ也ナリ神カミ王ミコの教キョウハ神カミの道ミチの者モノ之ノ欲ヨク學ガク者モノハ歌ウタの道ミチの者モノ也ナリ出家シュツカハ佛ブツの道ミチの者モノ之ノ細コト工クニ人ヒトハ工クニ匠シヤウの道ミチの者モノ也ナリ農ノウ民ミンハ耕コウ作サクの道ミチの者モノ之ノ商シヤウ人ヒトハ商シヤウ賣バイの道ミチの者モノ也ナリ遊ユウ藝ギ者モノハ遊ユウ藝ギの道ミチの者モノ之ノ然シカドれル也ナリ也ナリ京キョウ都ト将シヤウ軍クンの時代キョウダイの旧キウ記キハ道ミチの者モノ之ノあハまハ猿サル樂ガク田デン樂ガク意イ也ナリ也ナリ傾ケイ城シヤウ白ハク拍パク子シあハまハの氣キ持チ藝ギを家ケ業ゴウとすル者モノをシうハらハぬル也ナリ也ナリ遊ユウ藝ギ乃ハ道ミチの者モノ乃ハ道ミチの者モノ也ナリ也ナリ河カ原ゲン者モノと云フ事コト旧キウ記キハありシ殘ゼン人ヒト丈シヤウ雜ザク役ヤクの者モノ也ナリ也ナリ醫イ陰イン而ニ道ミチと云フ醫イ師シと云フ陰イン陽ヤウ師シをシ云フ也ナリ也ナリ

古ノボロハヤシ
フハカアラズ職人
再合ノ繪ニ見ヌリ

一浪人ウラヒハ主君ヌシも亦モく彼カ奴ヌも福フクも亦モく懐恨ウラヒする人ヒトの事コト也ナリ也ナリ物モノの水ミヅは浮ウキひ浪ウラヒをゆユてをシて身ミを方カタあハまハりぬル也ナリ也ナリ浪人ウラヒと云フ也ナリ猶モトモトく奴ヌ人ヒトと書キくハ甚シ妙ミョウと書キ極キョク也ナリ也ナリ罪人ツミを入イる獄ゴク屋ヤのノ之ノ牢ラウを入イるル也ナリ也ナリ一ヒト大ダイ師シ所シヨと云フ号ゴウハ将軍シヤクン家ケの隠イン居キョをシ云フ也ナリ也ナリ大ダイ師シ所シヨの号ゴウハ仙洞センドウの所シヨ也ナリ也ナリ唯タラシまハる号ゴウ也ナリ也ナリ尊氏タカウヂらハり三代サンダイ久クニ義ギ満マン公キミより始ハジまる由ユ今イマ川カハ了リヤウ俊シュン貞テイ伊豫守イヨノシ書シきテ難ナニ太平テイヘイ記キと云フ也ナリ也ナリ一ヒト薦セン僧ソウと云フ者モノ古コハ不フろクといハふ者モノ也ナリ也ナリ也ナリ

子不ろくともおむりいなるりや近き世

はろんと梵字漢字ありひきも者其始ありん

うやとあり然ハ鎌倉時代の末つりより始り歟

一軍者といふ者古ハ大将の外ハ軍者といふ者別ハあり

一也武田信玄の家臣山本勘助より軍者といふ事

始り歟何流彼流の軍法ともなり近代乃事也

一樂人ハ上古よりあり樂乃道ハ人五十一代平城天

皇乃御時大同四年三月廿二日高麗人十人奉朝して

傳へたりしを樂人の家ハ家あり大和國奈良の樂人

ハ狛氏也春日の社一山城國京都の樂人ハ大臣氏豊原氏

王氏山井氏也四家何れも菅原の社(蓋々々)持津風天王寺の樂人ハ大養

氏也

一真俗といふ事真ハ僧也俗ハ俗人也是出家の初也

一緇素ト云夏ハ僧俗ト云事也緇ハクロシトヨム黒衣ニテ僧

衣也素ハシロシトヨム俗人ノ衣ヲ云黒カラヌ心ナリ

○會下ト云ハ一寺ヲ持タズシテ學寮ニ居ル出家也

一陣僧陣僧ハ事室町將軍の古例軍陣ハ必僧を一人トモナ

いひし也是ハ陣僧ト云今山城國淀の南橋本乃

東北ハ淨徳寺ト号し曹洞宗の寺あり是ハ春庭座

元ト云僧の関基也春庭ハ天文の末長享年中死入り

長祿記ニ河内守ノ陣僧カケ着ケ申様
神前山ノ在様今ハ
何ト云氏難助ト申
ス

殿中次記外郎ハ
外郎トテハテ御樂
備上後テ後ニ外郎
兼也

了了將軍常徳院義尚公の陣僧ありあり也貞文云古ハ武士之
盲ナル人ヲ又世ニ儒者モ物書キモ
以テ依テ文筆ノ用ヲ為ニ僧ヲ頼也

一外郎殿中ハ御禮ニ多量ニシテキウキあり外郎ハ若シ

鎌倉ノ執權北條泰時乃村建長寺の開山大覺禪師

来朝の折テ唐土の天子あつて負外郎トシ官職

のく官を去りて世に辭シ禪師ト付テ日本ニ渡リ透

頂香ト云薬を賣リテ京都ニ居住シ々々也其後ウ

の子孫小田原北條氏綱の時相州小田原ニ来リ藥師

賣リ氏綱其藥の功能を賞シシヤウトシテ小田原

ニ居住セシトシ明神の前ニ家作りシテ終リシ云々

今ニ小田原ニ住ム也藥の本名ハ透頂香あれ其氏

先祖の官名を藥の名ニシテ外郎トシウイラウトシ

海也謙倉官領九代
記ニ云ク

一十二郎將軍家ハ御禮ニ泰事日記ニ見ク殿中ハ十二郎又

十二郎殿中ハ十二郎又十二太夫記ニあり十二郎の事

也十二郎ハ猿樂也ト年中恒例記ニ見ク記ニあり

一槍大工塗大工ト云ク旧記ニあり槍大工ハ槍皮師也

塗大工ハハハぬ里也又壁の大工ト云也職人ニ秋合の
槍の箱ニ見ク

一裏頭ハトウ南都東大寺の戒壇院の僧也架波頭

を裏むゆハ裏頭の大ハトウト云クあり源平盛衰記卷廿四
南都合戦ノ条見

又其比名古屋山カシと云浪人も歌を能くして將軍
 家カシ百抱へつて山左衛門と打交りて歌を能くして將軍
 一々御説入一が右邊人お互に密通して不義の
 事為歌一此勘氣を蒙り出ぬりて浪人一々皇
 氏後信長公の時代もおくは歌を能くして將軍
 一おひたり秀吉公の時代もおくは歌を能くして
 終一と也信長公時代歌を能くして將軍の
 一おひたり山左衛門とおくに歌を能くして將軍
 一妓芝居の始也其時の辻の写左のこゝ
 一頃五月八日於此所名古屋山左衛門在所系捨女

不作成一後念望一人源素久或書日見えり

- 一弓取と云事能く武士の事を云也東鑑卷四子行平ハ
 日本無双弓取也と頼朝公のあはれひ一事見えり
 是下河造所行平が能く弓取頼朝公のあはれひ一
 事也
- 一甲乙人と云ハまさしく人々をいふ也其儀上ハ
 在り一あはれひの御あり
- 一若殿と云稱ハ古ハ一若君と稱する事ハ古ありし之
 古書小あり古代ハ女子のあはれひ共君と云ふ事存
 源氏物語の中あり又見えり

一 女はも殿の字を付てよぶ源氏物語又玉うつぶの内侍のうくの事奴う人の殿と書へり而も名へり

伶人といハ樂人レイジンを云也カクニ黃帝之世クワウテイ伶倫造音樂故稱伶人伶官と書言故事より

一 大方殿といハ方極殿御実母をりあり 文明日と記す

も大方殿といハ事見あり

一 部屋人孤妻の事を部屋と稱せし事左記より見え

す常此召仕女妾よりありて部屋を召仕仕居たりはよ給ふといあり内記より云名目も古記より見す

又安田樂記一によ
ふの乳人岩坊内
と西向あり

一 昔妻ノ名ヲ稱セシテ何ノ方又ハ名ニ向ノ字等ヲ付テ唱トト

見ユ女房衆ノ名ヲ何向ト云ハ女中ノ名ニ向ノ字ヲ付テ何向ト

云又ハ住居ノ西東トト表ニ向タル所ヲモケシテ何向トモ云又

何ノ方氏云フ也御産所日記云將軍家ノ御妾ヲ稱シテ此向

極又西ノ方氏又乳河原猿樂日記云御藤向日野殿トアリ

又ハ方極ノ御妾格式ヲ入生川子一ノ對ナカト云也初

何向氏何ノ方氏云也又スヘテ女中ノ名ニ向ノ字ヲ付ル

トモアリ兼中旧記云公方極ノ御妾より御女居あり

春日野殿の御女おきと御殿ハありおき鳥丸殿の

おきと御殿の御女おきと御殿ハありおき鳥丸殿の

涉所くといふ事
 標の四兄弟の事
 比丘尼の事ト
 貞順記に見

一 公儀今世の稱は^{シヨウシニヨウケソウ}唱る録之常照慈尊

^{伊勢守貞陸ノ記} 將軍義尚の御代 云科紙此事大高^{オノタカ}公儀ありし由捨

ありしと見えたり

一 御所くかきく事^{カキク}簾中旧記兼中恒例記

見ゆ^{ミユ}御所くは比丘尼御所の事ありし事

とも比丘尼方の事ありし事

くりたる方ありし事書れ禮記より見ゆ

一 御所人^{ミヤノヒト}ありし事伴傍ありし事

比丘尼の事ありし事

比丘尼の事ありし事

一 大名の事今高貴の人^{タカキ}事なき事古き御之書れ

法式技藝云先代將軍^{先代トハ謙余}の定ありし事一族大名守護

大名と次男^{大名トハ一國の事を云ふ事}大名と田地の

一 下臈と女房ノ事謙余年中行事云上臈ハ御一族と娘

中臈ハ奉公と娘下臈ハ御中居殿原と娘也

向名^{ムキナ}ノ事官職知要云御方ノ名ノ事北東北西方ハ

上リ也南西ハ方角は御所^{カタナ}ノ方名と向名^{ムキナ}ノ方

名ハありし事

宣流卿記永正十五年四月十三日中納言四條宰相越前息女西向ナリ又女房故実傳

東向西向ナ

親長卿記云長亨二
 年正月六日中御門
 室家東向未又明応
 六年正月九日北向
 親長卿記云同月十七日
 中御門大方殿西向
 又文明日記十七
 年九月三日北向
 以方左兵衛佐及義
 寛母儀云

又釋集抄二あり
 傍の通くあるを
 代ありあやや不
 月代ありあやや
 此像仍撰の時代
 古の月代の御
 方より代りて
 駿直中も七
 九クも也古
 行下ナガ
 八千路五八天

のめく丸く白くあるが川さあろとちいりけり月白
 書ぶきを今ハ月代と書くゆり川さあろの事候さる
 るきとちい氣さるちあよのがせもゆさるはあはのあす
 さいきぬく為と候をえりくつがさるいさるいふあり
 けりやきりしあひあやすり也相存のことく合戦の事ハ
 月代をちをども軍やめを又あのことく懸懸り
 候也天正文禄年中あじの比天下大よるれ信玄謙
 信あどそ外諸大將合戦敵軍打續きつるゆえ常に
 月代をさる録ずして以後太平の世もありても
 時の風俗やますし今もあるまじ月代をさる

ありとも也今もある家も昔もあは月代をさる
 こころあー京都將軍時代の旧記ハ月代のあきハ
 そ比月代をさるいあひありり一た之又古ハひが
 をそりぬきあする事あり古の修師の書らるる
 繪をさる初べりいけりる跡もあは也又古も
 ちるあすいぬるもあー今もあ家もあはる
 ちみぬるも也いあすぬるもあ近代男
 ちるあ者考顔をおさるいあるんとい出い
 候と也今ハ好色の為もぬく也

一月代の事玉海月輪禪閣兼
実公日記也安元二年七月八日建春門院崩

雜記二

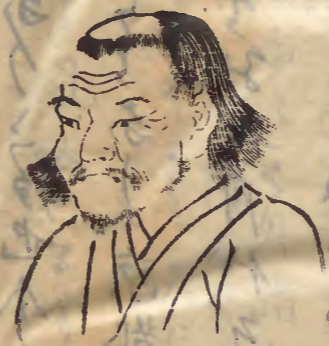
二七七

一 記ニ云自伴篠中時忠卿出首其髪不正月代太示左大目以下

云下時忠卿の月代見苦而色殊損事ハ冠多目一あしきる

は逆上の氣流きま堪りて月代をせし成へ一武士

の曹下は月代なるも同古く月代なる事もある



くも隠しさるるの也結城合戦の後等物に結城七郎長朝
の切腹の跡を画するは結城月代なり今も殊歎く毛を
残して画するは結城の月代の跡也画する今もさるる月
代をさるる事あり冠多目一逆上の氣
を堪りて月代なるにさるる由とも
歎の毛を残して中目丸なるは歎の毛

月代まうけて月代をうけす也

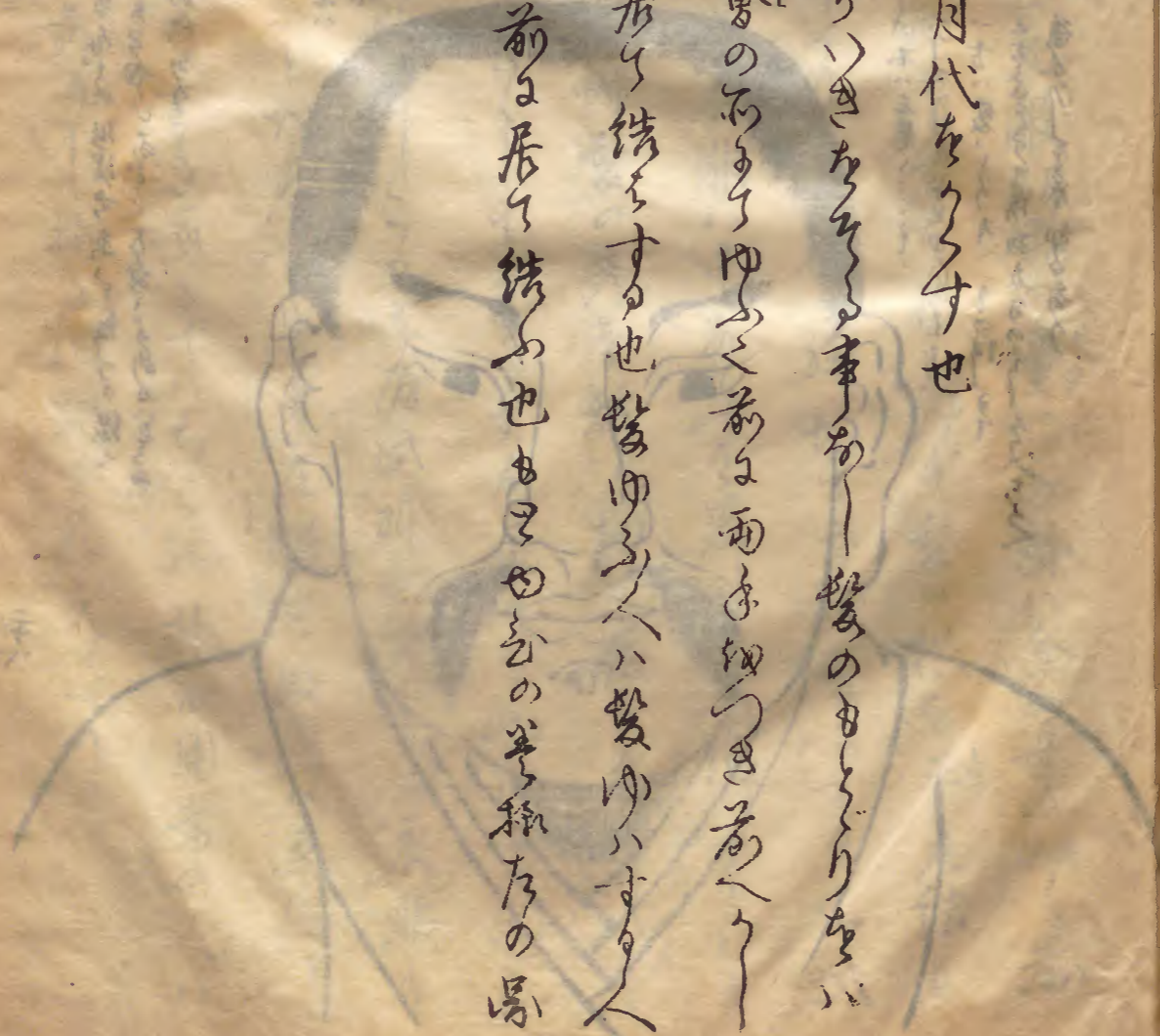
一 古代の人ハけりいさかをさるる事あり髪のもりをハ

くヒナクマら新百會のあまやゆき前は西の切つき前へ

らをさるげり居り結をす也髪ゆふ人ハ髪ゆはす人

は向て居人の前は居り結也也毛の毛結たの毛

乃こころ



○武家ト云ハ冠の
如子の自入也
又古代の新多同
リありきとの
り也

○由りゆいあしきハ飾りありの装束也
え願、あしきとのあしきゆいあしき
あしきハ冠下の装束あり

白を古の軍家
市を古の軍家



武家一あしき
引きあしき
切りあしき
あしき
あしき
あしき

あしきハ冠下の装束あり
あしきハ冠下の装束あり
あしきハ冠下の装束あり



あしきハ冠下の装束あり
あしきハ冠下の装束あり
あしきハ冠下の装束あり

平もつゆのハ女
房の装束ハ女
結とすやうを
細くあしき用

門跡の児をハ入
入るゆいハ入
入るゆいハ入
武家の児ハ入
とゆいハ入

一古武家の子息元服ハ赤の童子の髷ハ今の世の如く前

髪を^分げぬ又^分げぬ髪を折^分げぬ髪を平^分元結
てわらう肩のあしき^分髪を切^分げぬ髪を平^分元結
神々^分唱念と云也衣服ハ赤あしきを^分髪を平^分元結
ぶらぶらと云服の対髪^分の先を短^分く切^分げぬ髪を平^分元結
うぶる也又髪を^分げぬ髪を平^分元結
て女のごとく^分髪を平^分元結
長髪^分ハ人あしき^分髪を平^分元結
うぶる也大名^分家^分ハあしき^分髪を平^分元結
唱念の^分髪^分あり^分髪^分ハ旧記^分ハ元^分結^分

一古に女房殿中又大名おとよめ仕 乃其ハ髪を引け髪を

すゆき髪を作ゆき髪ハ引く事ありい書もとゆい今後

と云ふれゆき下げ髪也今すづりーあま云歌に婚入

童子の祀は湯ありげ女ハ湯のくもいふ髪引ゆい

様あり

一古の童女トウニコ乃其ハ髪を平もとゆかまて扇内あり

あて一両ゆいて下げ髪はすゆ也まゆハあうまゆさう

作り様あり髪は先ハまへつるまへ先をもゆい様ゆ

る事あり是も婚入童子の祀は湯あり畧

一古下徳チセンの者其書あぢハ髪はあぢは湯のくもいふ

換りて白布カクを巻くつりとが今もサレカク猿樂サマシの狂サマシ

時女の形をて白布を巻く歌を巻く出白古の風は借

て左様も也

一古の女常は揃ツクうぐいをさす事あり常に髪をさ

る所也げ女ハ髪を上白あううがいちばさつせは揃

すゆいあ

一女をと殿と云字を付く云事あり徳氏物語玉うつら

に内侍のうら事ありふくんの殿と書りうらうら

也あいのうみのものをさす也

一女をも入道と云事源氏物語は名えつり入道と云事

一ハ若シモハ餅毒
ノ為ニモ快ヤラン
本中觸目ニ鉄漿解
毒一見アリ
宣統御紀文明十ニ
年四月八日開近は
悉満大樹舎有斯鳥
帽子給被置眉毛云
易帽子一向不可有
以着用之仍被改准
后序序樂歩参以外
事也

鳥羽院の比ヨリ朝
廷の作法清の政事
ノ乱タリ

平家ノ公達皆公家
ノ人ナルユヘウス
ケシヤウニ眉作リ
カ子ツケトセラ
レシ也

武士齒を黒むる事 アマノヒメウス 海人藻衣ニ云鳥羽院ノ御代以前ハ男眉

ノ毛ヲ又キ髭ヲハサシ金ヲ付ル事一切無之及末代毎度ヒョウ驕

飾ノ至也 イコク 是ハ公家ノ事ヲ云ヘル也 金ハ鉄漿ヲ云 貞丈按花園左

大臣有仁 アリヒト 公 後三條院ノ御孫也父ハ輔仁親王 殊外ニ衣文を好み 正モシ 烏

帽子あども昔より カサリ 物出来し由續世傳物語神皇正統

紀等に見たり有仁ハ花奢風流を好み カサリ 烏

髪を黒くし カサリ 鉄漿をぬり齒を黒め白粉をぬり紅脣を

ぬり カサリ 女のおもむをすむる有仁ハ女始められし カサリ 装束

の衣紋も鳥羽院の御代より始り カサリ 由海人藻衣 カサリ 是ノ如ク同時

也保元平治以来の合戦より家より向く大将ハ皆右の風

俗ありし武士も カサリ 風接りし京家武士皆鉄漿を

事ありし カサリ 源平盛衰記平家物語等忠度の最

後の条身方の中より カサリ 祢付する者ハあま物をとく カサリ 源

氏の兵士ハ忠度のうき付する祢付する カサリ 河あり是東

の武士ハうき付する カサリ 祢付する カサリ 考べし北

条五代記ハ小田原 カサリ 祢付する カサリ 皆人あま カサリ 常 カサリ 放言 カサリ 忠臣

ハ二君 カサリ 仕 カサリ 黒色を愛せむ カサリ 祢付 カサリ 鉄漿 カサリ 侍

多 カサリ 人ハ老若共 カサリ 齒黒を カサリ 好む カサリ ぬ カサリ 是 カサリ 小田原

の北条氏茂 カサリ 元ハ京都將軍の政所 カサリ 伊勢伊勢守平

貞國 カサリ の三男 カサリ 伊勢新九郎貞辰 カサリ 是 カサリ 人也 カサリ 元ハ京の人

あざりぬきすすくわびひるのあはれなり
はすこしとうありてさるりこよやむのなり
此物語女ニ、寧ろ外あまありしるさばをさける
ハ皆そごあまあれるなりあり
そくしハ昔の先をさるり
あうれさるりさるりあり
知 昔もいやしき女あざり刺殺あつても也
一横眉も眉事先源院殿御入服記云御髪乱サレ
童形時 元服以前 御眉ハ毛、マエ也御烏帽子カサシテ横眉也
元服以後 横眉ハ
俗ニ是ハ天井眉ト云ルコト末々寸々自をせ、ナ余
目の方へ出さしつりもあり、又阿まり引入り中へ入
たりも悪し眉ト云ル詳し初まざれ共考へ記す

まゆハ茫々眉ト云ふ事あり眉ト唱へそれをも眉ト云
くもや併茫々眉ハ自身の眉毛力中へ細くすみま心さ
くもや之類別子作るも非す又柳まもも眉ハ桃の実の類
眉のゆへ 二ツ類ハまゆの乳

一女眉凶事の時拭事大永六年五月二水記云後柏原院崩
条眉事崩御の後親王以方令揮壹事先例如何明
應々度事女中皆失念々今度先被拭親王渡御之日
有御眉渡御倚座の後又拭還御本殿の時同々諒
闇中無御眉々女中眉終不拭之崩御の後皆以淡黛
也若殿上人同々々按男女共崩御の時ハ眉を落す事

と名也今世女ハ凶事の村ハ眉ヨ人ヲ入書ス云々是ヨ
リ半ク多ク一室學家ヨ家ノ故実ヲ用ヒテ出
結一松旧記ハ凶事の村女ノ眉落す云々此等ノ
べき故実也眉ヨ人ヲ入ス云々ハ旧記ヨ及ビテ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

人名之部

苗氏ト云々古代
未ト申ク先祖ノ子
リテ苗氏ト云ク

苗氏ト云ハウチ也多クハ伊勢細川富山
氏ト云ハ子細ハ福妻
先祖ハ伊勢
お苗氏ト云也又名字ト云ハ別ノ義也
又限テ云々人ノ氏モ名ヨ実名モ
記ノ内ヨ苗氏ノ名ヲ名字ト書ク
ト云々ハ一書ノ義理ハ意遠ク也

父ノ名太郎ト云ハ
其子ハ小太郎ト云
其小太郎ニ子ト云
ハ又太郎也二即ニ
即以下同断也二即
太郎ト云ハ二男家

一 太郎ハ惣領の子也次郎ハ二男也三郎ハ三男也今ノ世
ハ惣領の子ヲ何次郎何三郎ト名付二男三男ト何

ノ太郎也又二郎氏
云三男家ノ太郎
ハ三郎太郎又三太
郎也四郎太郎以下
伊予和ハシ

近衛者下二近衛
ト云官アリ無位也
兵衛者下二兵衛
ト云官アリ無位也
衛門者下二衛門
ト云官アリ無位也
今世下賤ノ者ノ名
ニ兵衛衛門ト付カ
ハカノ無位ノ者ヲ
似セテ付ケ之有
無位ノ近衛衛門兵
衛トハ至テ下賤
ノ者也

太郎ト名付トモあり何やまり也又平氏の人ハ平太郎平
次郎あどト名付トモ事あり又平氏の子に源太郎源次郎
あどト名付トモあやまり也各家ノ氏を名乗ベク子也

景時カ嫡子ヲハ平太トコフ云フベキヲ源太郎景季トイハククハクあり故源字ヲ頼朝ヨリ賜リシ歟此事古
書ニハ見サレドモ道理然ルベキ也提原ノ
家譜ニハ子細載テアルベシ尋子見ヘシ

一今ノ世何兵衛何右衛門何左衛門あど百官名ありト
か得トモ人存あやまり也兵衛右衛門左衛門ハ皆官の名也
源氏の人兵衛の官ありトモ源を衛ト云平氏ハ平兵衛
藤氏ハ藤多衛攝氏ハ吉兵衛也攝トモ右衛門左衛門トモ是ノ
准知ベク又右衛門の人ハ太郎兵衛二男ハ次郎兵衛ト外

も新リテ知テ

清原氏ハ清原衛上長氏ハ善兵衛
文登氏ハ文登衛あとも意

一權兵衛權左衛門あど權の字も官名何の官ハ幾人ト云
定法ありあつるに人数不足の時ハ人数増シテ役を勤
多クするを權官ト云たると左衛門佐ハ一人の定法を共勤
方事あつる人数不足あつる今一人左衛門佐を増シテ被
仰付カ權左衛門佐ト云也猶官位の部を定合テ知テ
一何内ト云名ハ内舍人ト云官ありける人源氏ハ源内平
氏ハ平内あどト云也以外准知テ内舍人ト云左衛門
尉を兼る人源氏あどあつる藤内左衛門尉ト云也

雜記ニ
アリ

雜記ニ

三十七

延喜古記ニ載ルハ
此ノ人ハ何ノ職ニ云々
謝ラズ

延喜古記ニ平作源
作ノ後ハ見ユク
作ハアリテ作マ
テテ河津トクナ
ルヘシ

四氏ヲ四姓ト云ハ
アヤマリ也

姓名録ト云書ニ
モ見ユリ

四天賦ト云姓ト云
ハ味ナリ

何藏サカト云名ハ藏人シヨクノ職シヨクニありシヨクる人源氏ホセハ源藏

後原氏ホセハ後藏ホセト云シヨク外准シヨク一シヨク平氏ハ五藏
追考ハ誤イカハナキ 橘氏ハ吉盛ニ

何作サクト云名ハ修理シヨクノ官シヨクニ成シヨクる人清原氏ホセハ清作

平氏ハ平作源氏ハ源作シヨク太師シヨクノ人ハ太師作源シヨクハ源

作ホセト云也修理シヨクノ唐名シヨクヲ近作シヨクト云故何作ト云也

一人ノ氏ハ源平藤橘シヨクノ四シヨクノ一シヨクハホセ一シヨクおびシヨクト云

あつ一シヨク以記シヨクサセシヨク姓氏録シヨクト云書シヨクヲ見シヨクテ知シヨクル一シヨクト云

中シヨクハ源平藤橘シヨクハ天子シヨクヨリシヨク出シヨクル氏シヨク有シヨクル故シヨク源氏ト

テ重シヨクク家藏シヨク也
一シヨク源平一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

備ノ字モマロトヨ
ハ之日本紀ニ見ユ
麻呂ハ男子ノ通称
也西土ノ人ノ名ニ
何子何父何夫何甫
トバハ云ニ同シ

名シヨクヲヤシヨク名シヨクテ何太師何河内ホセト云名シヨク有シヨクル者シヨクハ何シヨクト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

何シヨク一シヨク名シヨクト云ハ元服シヨクス日シヨクハ何若丸シヨクホセト云

或著云義平ハ伯父ノ義廣ヲウケシニ依テ悪源トトヨバレ景清ハ伯父ノ大日ト云障ヲコロシタルニヨリテ悪七兵衛トヨビテラハシタリ云々又東鑑卷三十四ニ

鶴岡ノ職掌常陸國岡井ノ任人悪別當家重下云人傳実ノ科ニ依テ神職ヲ取リテケラレシ幸見タリ傳実ニ付テハ邪ノ悪度アリトナル云々東鑑卷十二ニ下妻四郎弘轉号悪権頭又東鑑卷四四ニ武田伊豆入道光連カ次男信忠ヲ悪三郎ト号ス信忠又ニ者ニシテ武勇人ニ勝レケレ此心深淵ヲテ依テ又光連ガ信忠ヲ殺絶レケル事見タリ

も此ノが久あくきて出せし奴べ一王孫と云天子の御子と云何ノの親王と云レ親王の御子を何ノの王と云レ親王の御子と云レ何ノの王と云レ何ノの王と云レ也

一蒲冠者木曾冠者河内冠者あぢの冠者ハカヒトヤト云

也也冠者よ近き此衣服ハ多しつらき者の子也様

樂狂言ハつら侍の子ハ太師冠者ト云モ同ク也

一悪源太悪七兵衛悪七兵衛あぢの悪の字ハ自多ク付テ侍

もあぢ悪事ある人ハ他又あり名付けてあぢあぢ

と云るあり古書ハ悪の字を多くテ悪何ノと云

ハ皆多知人の悪子ありヤ知レ

一足利殿時代の御家帳ニ土波厚駿河守土波中彦福壽丸

奇藤中廣孫左衛門土波深坂次郎土波小柄式部少輔佐々

木迎福寺五郎遠山神濟左京亮土波外山遠江守土波肥

田瀬宮内少輔土波久利五郎土波稻保刑部太輔土波今

峯孫五郎武田下條甲斐守遠山飯右衛門少輔遠山安

木孫太郎遠山掃部五郎佐々木京極加賀守伊勢仁本左馬

助新田岩松兵衛頭新田大嶋左衛門佐々木名あり是

等ハ同氏多ク内分を出てて家々多ク各外ニ長を信ケ

テの氏と今の氏を二重ト云々又後民部中務少輔ト

云々あり是ハ後ハ氏ヲ民部少輔ト中務少輔ト官を二ツ
兼スル也又細川淡路中務少輔ト云々有是ハ淡路中
務少輔ト官を二ツ兼スル也又佐々木大原備中判官ト云
々あり佐々木大原ハ氏を二重子ト云々也備中判官ハ備中守
ト檢非遠使の判官を兼スル也又彼ハ伯部小法師ト云々
あり彼ハ伯部ハ氏ニ重子ト云々ありテ之ト云々氏
也小法師ト云々名也古クソトモ有テ名入道ニあり
ズ又伊勢駿河入道伊勢備後入道村上左京亮入道合子次
府左衛門入道あど云々判官ト奉公を勤ムル人ト之輩
襖衣サコロヒあどハ若世ナ衣服ハ俗衣ソコヒあり太刀刀をもち帶す

也あ府ト云々あトす大追物笠懸あど討ル時ハあ人
泥帽ニハツをわたり又笠を若ク討テウツト也
あ人ハ泥帽ハ今ハ檢校ケンギョウの當
あどあのりハ法師ト云々

一古ク中間ハ苗氏シヤシを名ありさるの役名の部ニ記ス
一何太夫ト云々ハ五位あり云々人の名也五位あり云々
よありあ人をもあト云々也
タイウトスミテラ
ダイブトニゴルハ又別
サレバ云々
五位の人々諸太夫ト云々也
諸太夫ト云フトキハ
ダイブトニゴルハあトハ源氏の
人五位ニ成ルハ源太夫也平氏ハ平太夫あ急氏ハ急
太夫橘氏ハ橘太夫
吉太夫ハ因あ
橘ト吉同多ク清原氏ハ清太夫ニ善氏
ハ善太夫あト云也又太師の人ハ太師太夫次師の人ハ

紀

一 斯波武衛細川 足利 尾張 畠山 仁木 荒川 吉良 東条 今川
淡川 石堂 一色 小侯 山名 里見 岩松 桃井 新田 大館 堀口
得川 世良田 等の家ハ皆京都將軍家の御一門の家筋也

其子細ハ京都將軍家畧系乃末ニ至リ一也

姓尸ト云事あり姓ハカバ子也氏ハ源平藤橘を始トシテ

さあくの氏あり尸モカハ子トヨム姓ト同訓也源朝臣藤原

朝臣平朝臣橘、朝臣杯の朝臣ハカバ子也姓ハさあくの氏の

尖キト賤トを多ク為メ定ム物之姓ハ朝臣王公首造

連縣主村主神主使人伊美吉史勝部伊吉直人指

姓ハカバ子トヨム
日本紀ノヨミナリ
尸ト同訓ナリ然レ
ニ中古以來源平藤
橘ナドノ氏ヲ姓ト
云候朝臣日真人ト
トノ姓ノ事ヲ尸ト
云フニナリタリ
皆トリ子カヘ也上
古ノ事ニ尸ノ字ヲ
用ズ姓ノ字ヲカバ
子トヨム中古以來
ノ事ニ尸ノ字ヲ用
来レリ

称臣直忌寸氏阿祇奈君是おをり也氏ウレみよ

り了姓カス也キ清原真人小槻宿禰中臣連酒

部公ベキあキ云歎也姓録姓名録歎あキをり了

一 今乃世の女の名はおの字を改けたおはあおと云

歎も昔より有る也太平記分廿二の卷依本信濃守方

奉殿カサイ以書カサイと云く歎あキ品カサイいやカサイ

あめりカサイる女房中略有るおさカサイの局へめされカサイ

是を以て其氏カサイの時代カサイもおはあカサイ云女の名有る

可知

姓氏ト云事姓氏の二字トモ何れカト云ふも字

源氏を源姓平氏を平
姓ト云ハハ姓ナ
氏ト云ハハ姓ナ

一姓氏の二字を通
用しつゝ之誤之姓
ハカバ子氏ハウジ
也

あれども己ゆて委らひし時ハ姓ハ朝臣真人宿称連等
也長ハ源平者橘の歎也之後之孫別々名号ハ氏
カカ子子つる也源氏の内ハ新田氏足利氏富山氏細川氏
之外ありあり平氏の内ハ伊勢氏織田氏相馬氏有川氏
等あり姓ハ木の根本の如し氏ハ枝葉の如し

一源氏ハ人王五十六代清和天皇孫皇子貞純親王源の氏乃
元祖也平氏ハ人王五十代桓武天皇の皇子葛原親王元祖也
藤原氏ハ天津児屋根命の末孫大織冠鎌足ハ元祖也橘
氏ハ敏達天皇の曾孫葛城王元祖也
源平者橘を四大姓と云天子ハ此
末あり其妻ハ也但大織冠ハ天子
ハあはれき也
神ハホ也

ミルズ
ミルズ

一公方此ハ小者の名ハ事役名ハ部記
一氏の下ハ朝臣を書と名号の下ハ朝臣を書ハ名別のハ武
雑書札篇云氏の下朝臣を名ハ誰とも書可リハ又名号
の下ハ四位ありさる者ハ書不リハ云ハ三光院内府
三條西
良隆ハ
御記云源朝臣及原朝臣と書載ハハ位署を書ハ時
之事ハ俗多ハ法樂歌ニ

冬日同侍 太神宮社檀詠百首和歌

正四位下行右近衛權中將源朝臣具房

以敷ハ面フセテ向の時ハ姓尸ナリを書裁ハ内ナリハ一而ハ以敷
位尸トカ子除トハ又名字朝目ハ四位雲客殿上人ハ時ハ以敷ハ人

雜記ニ

四

黄氏日記ニ云、嘗て
 諱之所始、乃周之制
 子孫承之、則廟中不敢
 用其父祖之名、而以
 諱也、今人以此無義
 而多方面、遂其名、以
 為諱、是教、所以、
 之、而、諱、死、其、人、於、生
 之日也

昔物語卷八ニ今
 ハ昔と係守手維時
 朝目トイハ、自麻
 孫あり、維時あり
 あり、う、れ、る、ま、共
 也、其、所、言、ハ、家、名、ハ

夫、ト、す、新、ハ、大、紀、ト
 云、者、あり、ス、
 假、名、ト、書、ハ、悪、シ、象
 名、ト、書、ヘ、レ

東鑑卷五十一、弘長
 三年十月廿五日
 条、出、御、于、武、州、亭、
 外、城、大、政、法、系、澄、同、
 入、城、依、御、座、撤、也、彼
 上、經、若、光、明、峯、寺、禪

う書ひ白ハ不書こふ云

一 諱といふハ父又ハ主君死一ありて後ハ其子又ハ其孫
 する者ハ君又ハ父の生ておりし時の名をいひて
 るを代る也 名トハ名 字彙ニ生曰名死曰諱トあり諱ハ
 死する人の存生の時乃名也然るに今時の人ハ主君貴
 人あとのいふと死去せざるは御名といふをすして御
 諱といふ風俗あり多り生くる人を死人と同格と
 する事いふは御事也 此心ヲ黄氏日記ト云
 一 假名実名と云事古よりいひし也義經記 頼朝義経ハ
 うある人を假名実名をいひて茶世とて堀河太政大臣を御

使めて、諱とあり東鑑にも假名と云事見たり

一 東鑑卷十六宗尊親王の代乃記文ハ伊勢左衛門尉伊勢前司
 行經あざあざ桓武天皇の皇胤の伊勢氏ハあらず我
 家の先祖ハあらず太平記ハ名えたる伊勢氏ハ桓武天皇
 の皇胤ありて我家の先祖也
 一元服の時、伊親の名あり一字を改む、子ト文て、其の
 後、伊親ハおやあらず名を改む事あり、伊親ハ子ト
 同様ニ改事有也

一 天台宗の寺の僧の名ハ民部ハ兵部ハ式部ハあらず、云ハ其
 君名と云也他人より云ハ民部ハ乃君兵部ハの君ありと云

海人傑云開白ノ
息於宿殿大將殿大
納言ト申之於僧中
殿僧正殿法印ト可
申也

早竟ハ喚名也ク此僧民部々式部々之官ニ任_レル_ルハ
あ_レ侍野家ノ修師あ_レ民部々あ_レ云々是_レ同_一僧
唯_レト_レ之_レ根元を正せ_テ攝政関白の子の僧_ニあり_テ
法平_ニあり_テ之_レを_レ殿法平_トス_ル
攝政関白を
殿と稱する故左大臣_ノ子の僧_ニあり_テ
あり_テある_レ左大臣の僧_ト云_レ式部々の子_ニ法平_ニあり_テ
を_レ式部々_ノ法平_ト云_レ款_ノ皆又_ノの官_をあ_レ稱_ス之_レ後
代_ニ至_ルハ父_ノの官_ニ拘_ルす_ル百姓_ノ商人_ノの_レ子_ニあり_テも_レ天台_ノ
僧_ニあり_テあ_レ兵部々_ノ法平_トあ_レ云_レあり_テあり_テあり_テあり_テ
一坂東_ノ八平氏_トス_ル上_ノ總_ノ千葉_ノ三浦_ノ土肥_ノ秩父_ノ大庭_ノ梶_ノ
原_ノ長尾_ノ是_レあり

兼ハ玉篇ニ載_レ也
ノ_リ同類ノ事也徒

一私_ノ黨_ト云_レ事武藏國私市_ト云_レ而_レあり_テ古_ノき物_トハキ
廿_一千_一脩_ノ名_付あり_テ今_ハ界_一一_一キ_一サ_一イ_一ト_一云_レ熊谷_ノ此_ノ店_ノ
逸_也也_レ店_ノの_レ逸_ノ人_ノ黨_を結_スル_ル私市_ノ黨_ト云_レを_レ略_ス
一_一私_ノ黨_ト云_レ也_レ武藏_ノ七_ノ黨_ノの_レ内_也私市_ノ久_ノ下_ノ川_ノ原_ノ是_レ私_ノ
黨_ト云_レ又_一一_一法_ニ云_レ部_ノ人_ノ見_を加_テ五_ノ流_を私_ノ黨_ト云_レ久_ノ下_ノ
熊谷_ト而_レ領_ノ訃_論の_レ東_ノ疆_ニあり_テ一_一私_ノ黨_ノの_レ旗_ノ歌_{熊谷_ノ法_ノ}
直_實ト_一平_ノ家_ノ物_ノ語_ノ源_ノ平_ノ盛_ノ衰_ノ記_ノ傳_ニあり_テ一_一
一_一武藏_ノ七_ノ黨_ト云_レ丹_ノ治_ノ私_ノ市_ノ見_{玉_ノ猪_ノ股_ノ西_ノ野_ノ横_ノ山_ノ村_ノ山_ノ是_レ也}
一_一利_ノ繁_ト一_一人_ノの_レ何_ノ阿_ノ孫_ト名_を法_ノノ_レ黒_ノ谷_ノ上_ノ人_ノ僧_ト云_レ大
佛_ノの上_ノ人_ノ俊_ノ宗_ノ坊_一の_レ意_ノ樂_をお_レ一_一自_ノ阿_ノ孫_ノ院_ノ佛_ト云_レ号

頼朝時代
雜記ニ

せしむるこれ我朝のあまの佛名なりあり

意樂といふ代乃詞は口を不めをすややを去来と云くこれわらるるをほめたるの事あり
同朋あとの名又出或の名も何阿といふ何阿といふ佛を界し何阿といひ又何阿といふ
し何阿といふものあり
かハあまのみことあり

一後ノ字ノ事カズナガ和長卿日記曰凡儒中故實者天子之追号ツイカウ

後ノ字用音讀ユランヨミヲ大臣称号之時後字用訓讀ユキヨミ是通法之故

實也後深草院一号者用訓讀ユキヨミ其様御不孝之讀不

聞好之義也ヨカニ又大臣称号後京極殿之一号人皆後字

用音讀是無殊事只以言好之義也故自由之讀也何後

ノ京極殿ト申事有其煩哉貞丈曰後深草院ヨノチノフカウサノ院トヨム
習也ゴフカウサト讀テハ御不孝ト云ヤウニキ

ヨヘテロロキニノキ
フカウサトヨム也

一女乃名よ子の字似付る事上代よりの事あり日本紀欽明天

皇紀ニ云遺青海夫人勾子又云春日日狐臣女曰糠子と見

たり女子の字を付るもの始あり

一小太郎乃事源平盛衰記源氏勢揃乃条河越太郎重頼

同小太郎茂房熊谷次郎直実子息小次郎直家又字治

合戦の条足利太郎俊綱子又太郎忠綱これ似付

考るよ何太郎何次郎とある人の子を小太郎小次郎

又太郎あり名のりしと云ふ又源氏勢揃条土肥源即

実平子息孫太郎遠平とあり実平ハ二男ありハ次郎

と云ふ次郎は惣領ありハ孫太郎と云ふ惣領あり

の太郎と對して孫の字を付たかありし一又石橋合戦の
 条權頭季定子孫萩野五郎季重同為太郎同小太郎と
 あり是ハ本又順を書遠くも萩萩野五郎子小太郎成
 一 小太郎の子孫太郎ありし一權頭季定の子孫ありし
 考太郎といひしや
 一 帶刀先生乃事帶刀の頭を先生と云也木曾先生ありし
 云ハ木曾ハ在名先生ハ帶刀先生也
 一 出世乃事清僧ありしをいひて云也又山伏ありしをいひて
 世と云多しありし有り物一しハ家奴さしし出世し
 云也故実雜々圖書云門跡のお世ハ大略師供ありし
 日本略陽天

多し多し歎云 門跡ニテ役義相應ニ清僧ナリヲ
 サレテ出世ト云タルナリ



庚辰年 雜記 二

吳

自 清 帝 印

世... 庚辰年... 雜記... 二

...

